

## 堺市立こどもリハビリテーションセンター 指定管理者業務仕様書

堺市立北こどもリハビリテーションセンター、堺市立南こどもリハビリテーションセンター（以下総称する場合は「センター」という。）の指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

### 1 趣旨

この仕様書は、センターの指定管理者が行う業務の内容及び履行の方法等について定めることを目的とする。

### 2 管理運営の基本方針（指定管理者の責務）

- (1) センターの設置目的である、心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の早期療育支援並びに児童の関わる関係機関との連携や訪問支援等を行うことにより、その子どもの豊かな発達と自立を促し、地域社会の中で生き生きとした暮らしが送れるよう家族も含め総合的に援助していくために、最大限の努力を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭におき、公正・公平な管理運営を行い、特定の者に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (3) 法律や制度の改正、市の施策展開、利用者ニーズの変化等社会情勢の変化に臨機応変に対応すること。
- (4) センターが有する機能や人材等について、行政機関及び障害児関係機関から協力を求められた場合は、積極的に協力すること。

### 3 施設の内容

#### (1) 堺市立北こどもリハビリテーションセンター

名 称	堺市立北こどもリハビリテーションセンター
施設の名称・種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市立第1もず園（児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター）</li> <li>・堺市立第2もず園（児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター）</li> <li>・堺市立もず診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所）</li> </ul>
設置年月	<p>昭和46年 大阪府立百舌鳥学園が現在地に移転</p> <p>平成12年 大阪府より移管され堺市立百舌鳥学園に名称変更</p> <p>平成15年4月1日 堺市立百舌鳥学園を堺市立第2もず園に名称変更</p> <p>同敷地内に堺市立第1もず園及び堺市立もず診療所を開設し、施設名を堺市立北こどもリハビリテーションセンターとする。</p> <p>平成31年4月1日 堺市立第2もず園と堺市立えのきはいむを統合（予定）</p>
設置場所	堺市西区上野芝町2丁4番1号

施設規模	鉄筋コンクリート造 地上2階、地下1階建 敷地面積：5,726.80㎡ 延床面積：5,609.20㎡
施設内容	<p>【1階】 大集会室、研修室、保育室・指導訓練室（10）、木工室、カームダウンルーム、記録室、観察室、トイレ指導室、浴室、職員室、相談室、静養室、医務室、準備室、倉庫、調理室、配膳室、ランチルーム、更衣室、第2調理室、印刷室、消火ポンプ室</p> <p>【2階】 作業療法室、会議室、理学療法室、言語療法室、ADL室、準備室、授乳室、遊戯療法室、診察室、受付、薬品庫、レントゲン室、医局、脳波検査室、衣類保管室、医療倉庫、倉庫、保護者控室、観察室、メンテスタッフ室、可動書架、個別相談室・相談室、発達相談室、木工室、トイレ指導室、保育室・指導訓練室（7）、生活訓練室、遊戯室、プール用脱衣場、保護者控室、授乳室、カームダウンルーム、更衣室、書庫、屋上、屋上プール</p> <p>【地下1階】 駐車場、消火ポンプ室、受水槽室</p> <p>【共用部分】 玄関、ロビー、エレベーター、階段室、廊下、給湯室、トイレ、多機能トイレ、こども用トイレ、渡り廊下</p>

(2) 堺市立南こどもリハビリテーションセンター

名称	堺市立南こどもリハビリテーションセンター
施設の名 称・種別	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堺市立第1つぼみ園（児童福祉法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター）</li> <li>・堺市立第2つぼみ園（児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター）</li> <li>・堺市立つぼみ診療所（医療法第1条の5第2項に規定する診療所）</li> </ul>
設置年月	平成6年4月1日
設置場所	堺市南区城山台5丁1番4号
施設規模	鉄筋コンクリート造 地上4階、地下1階建 敷地面積：5,871.38㎡ 延床面積：5,575.95㎡
施設内容	<p>【1階】 大集会室、集会室（2）、保育室（7）、観察室、トイレ指導室、シャワー室、浴室、職員室、調理室</p> <p>【2階】 作業療法室、運動療法室、言語療法室、診察室、予診室、受付、薬局、X線撮影室、検査室、機械室、更衣室、ボランティア室、保護者控室、倉庫、施設長室、事務室、</p>

<p>書庫、更衣室、遊戯室、観察室、ADL室、心理判定室、相談室</p> <p>【3階】</p> <p>研修室、会議室、倉庫、印刷室、メンテスタッフ室、医局、センター長室、事務室、理事長室</p> <p>【4階】</p> <p>機械室</p> <p>【地下1階】</p> <p>機械室、自家発電機室、電気室、ポンプ室</p> <p>【共用部分】</p> <p>ホール、ロビー、エレベーター、階段室、廊下、給湯室、トイレ、こども用トイレ</p> <p>【屋外】</p> <p>訓練器具製作室、倉庫、立体駐車場</p>
---

#### 4 業務内容

##### (1) 施設の管理運営に関する業務（全施設共通）

###### ① 開館時間及び休館日

ア 開館時間及び休館日は堺市立こどもリハビリテーションセンター条例（以下「リハセン条例」という。）第17条第1号の規定により、指定管理者が市長の承認を得て定めた時間とする。

イ 指定管理者は、開館時間又は休館日を変更しようとするときは、市長の承認を得るものとする。

###### ② 許認可の申請

指定管理者は、障害児通所支援事業の指定手続きをはじめ、センターの管理運営に際して必要となる官公署の許可、認可等を受けること。

###### ③ 利用料金の収受業務

ア センターの利用に係る料金（利用料金）は、指定管理者の収入とする。

ただし、リハセン条例第8条第2項にかかる文書料は市の収入とし、その徴収および収納にかかる事務について、別途委託契約を締結する。

イ 利用料金の額は、リハセン条例第16条の規定の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めること。

ウ 指定管理者は、利用料金の減額又は免除を行うときは、市長が定める基準をもとに行うこと。

###### ④ 準拠すべき法令等

業務の実施に当たっては、特に次の法令等に留意すること。

- ・ 児童福祉法
- ・ 児童福祉法施行規則
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則
  - ・ 医療法
  - ・ 医療法施行規則
  - ・ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
  - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準
  - ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
  - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準
  - ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
  - ・ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
  - ・ 児童発達支援ガイドライン
  - ・ 保育所等訪問支援の効果的な実施を図るための手引書
- ⑤ 人員の配置等に関すること
- ア 関係法令等を遵守した上で、業務遂行に支障がないよう必要な資格、知識及び技能を有する職員を配置すること。
- イ 職員の配置、勤務形態及び雇用形態については、労働基準法その他の労働関係法を遵守し、センターにおけるサービスの確保に支障がないようにすること。
- ウ 職員に対して、センターの管理上必要となる知識・技能を習得させるとともに、資質の向上を図るために必要な研修（人権研修を含む。）を行うこと。また、研修実施に際しては、市に計画書及び報告書を提出すること。
- エ 職員は、名札を着用する等利用者が認識できるようにすること。
- ⑥ 施設利用案内等に関する業務
- ア 施設利用のための手引き、パンフレット等を作成すること。
- イ 機関紙の発行、ホームページの制作等による利用者および市民等への広報を行うこと。
- ウ 電話等による問合せ、文書照会、業務視察、施設見学等への対応を行うこと。
- エ 児童発達支援センター及び診療所利用希望者の相談に応じること。
- ⑦ 利用者からの意見の聴取
- 利用者及びその家族を対象として、施設の管理運営についての意見や要望を把握するため意見の聴取を行い、可能な限り当該施設の管理運営に反映させること。また、聴取した意見については、市に報告を行うこと。
- ⑧ 苦情対応
- 利用者からの苦情に対しては、速やかに市へ報告したうえで、必要に応じて市と協議を行い、誠意をもって解決に向けた適切な対応を行うこと。また指定管理者の管理業務以外に関する苦情については、適切に関係部署に連絡又は引継を行うこと。
- ⑨ 調査研究
- 施設管理運営や障害児支援施策の参考となる、他の同種施設や先進事例の調査、研究及び資料収集を行うこと。
- ⑩ 連絡調整
- 各施設、業務について緊密な連絡調整を図り、情報共有に努めること。

## (2) 児童発達支援センターに関する業務

### ① 共通事項

#### ア 支援内容

- ・ 福祉型児童発達支援センターは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応訓練を、医療型児童発達支援センターは上記に加え治療を提供すること。
- ・ 利用児及び保護者のニーズ、利用児の心身の状況等を踏まえた児童発達支援計画を作成し、これに基づいた支援を提供し、定期的なモニタリングを実施、必要に応じて見直すことにより、適切かつ効果的な支援を提供すること。

#### イ 送迎バス

- ・ 利用者の状況など必要に応じて送迎を行うこと。
- ・ 運転業務に係る関係法令を遵守し、安全で快適な運行に努め、緊急時の対応についても取り決めておくこと。

#### ウ 給食等

- ・ 児童発達支援センターの給食等は、原則施設内で調理を行うこと。
- ・ 給食等については、多様な栄養摂取に対応した食事の提供に努めること。
- ・ 安全な給食等の提供のため、調理、厨房等の衛生管理に努めること。

#### エ 健康診断

- ・ 定期健康診断を次のとおり実施すること。

科目	実施回数
定期健康診断（小児科）	年2回
歯科検診	年1回
耳鼻科検診	年1回
眼科検診	年1回

#### オ 園庭開放を実施し、必要な相談等に応じること。

### ② 児童発達支援

#### ア 利用定員

福祉型児童発達支援センターとして、第2もず園は100人、第2つぼみ園は50人とする。

#### イ 対象

- ・ 未就学児童（0歳児～5歳児）
- ・ 福祉型児童発達支援センターの通所児の募集、選定に当たっては市と調整すること。
- ・ 在宅児のほか、認定こども園等に在籍する児童を対象に、並行通園を市と協議し実施すること。

### ③ 医療型児童発達支援

#### ア 利用定員

医療型児童発達支援センターとして、第1もず園は20人、第1つぼみ園は30人とする。

イ 対象

- ・未就学児童（0歳児～5歳児）
- ・医療型児童発達支援センターの通所児の募集、選定に当たっては市と調整すること。
- ・在宅児のほか、認定こども園等に在籍する児童を対象に、並行通園を市と協議し実施すること。
- ・児童の心身の状況と保護者の要望を踏まえて、単独通園を市と協議して実施すること。

④ 診療所

- ア 診療科目は小児科・整形外科・リハビリテーション科を実施すること。
- イ 理学療法、作業療法、言語聴覚療法及び心理発達検査等を各専門スタッフにより実施すること。
- ウ 児童発達支援センター利用児に加え、外来診療、機能訓練を実施すること。

⑤ 保育所等訪問支援

- ア 保育所、幼稚園等集団生活を営む施設に通う障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を実施すること。
- イ 児童発達支援センターの専門性を生かし、障害児本人に対する支援及び訪問先の施設のスタッフへ支援方法の指導等を行うこと。

(3) 地域支援に関する業務

① 相談支援事業（障害児相談支援・計画相談支援・基本相談支援）

- ア 提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることがないように、公正中立に行うこと。
- イ 障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族の面接によりアセスメントを行うこと。
- ウ アセスメントにより把握された課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討した上で、障害児支援利用計画を作成すること。
- エ 障害児通所支援事業者等との連絡調整を行い、サービス担当者会議の開催等により、障害児支援利用計画の内容説明と意見聴取を行うこと。

② 障害児等療育支援事業（通所教室等）

ア 運営

- ・堺市障害児等療育支援事業実施要綱に基づき、運営を行うこと。
- ・市内の障害のある児童及びその疑いのある児童に対し、当該児童の課題に応じた療育支援を行うとともに保護者への相談助言、進路指導を行うこと。
- ・対象児童の年齢、障害特性等に応じ、通所教室（めだか親子教室）を開催すること。

イ 費用

- ・原則として、相談、支援及び通所教室利用に係る費用は無料とすること。
- ・ただし、支援等にかかる実費相当額については別途市の指示をうけ、決定すること。

ウ その他

- ・上記以外の教室開催については、市と協議の上決定すること。

- ・ 利用者のニーズに応じ、柔軟なサービス提供を図ること。
- ・ 関係機関の職員に対し、必要に応じて助言、指導を行うこと。

### ③ センター利用にかかる相談支援事業

#### ア 運営

専任の相談員（常勤職員）を2名以上配置し、利用者及び関係機関との連絡調整及び本事業の円滑な運営調整を行うこと。

- 児童発達支援センター利用希望者の相談
- 診療所の受診希望者の相談
- 通所教室の利用調整
- 通所教室利用者の療育相談及び進路相談
- つぼみ診療所及びもず診療所からの依頼による心理判定
- めだか親子教室等利用児への一般発達相談
- a から f にかかる電話等による障害療育相談受付

#### イ 費用

- ・ 原則として、相談及び支援にかかる費用は無料とすること。
- ・ ただし、支援等にかかる実費相当額については別途市の指示をうけ、決定すること。

#### ウ その他

- ・ 利用者のニーズに応じ、柔軟なサービス提供を図ること。
- ・ 緊密な連携を図るため、各施設の職員との情報交換を定期的に行うこと。
- ・ 市が求める諸会議に参加すること。

## (4) 施設等の維持管理に関する業務

### ① 適正な維持管理

センターの施設、設備、器具備品の維持管理に際しては、常に利用者の安全確保に万全を期すとともに、善良な管理者の注意をもって適正に行うこと。

また、施設全体の修繕計画を策定し、修繕業務を実施すること。

### ② 管理施設の修繕等

管理施設の修繕は、1件につき30万円（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む）までのものは、指定管理者の責任と経費負担において行うものとする。1件につき30万円を超えるものは、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の経費負担において修繕を行うものとする。

### ③ 備品等の貸与及び購入

現にセンターに設置している器具備品については、本市が指定管理者に無償で貸与する。その他管理業務に必要な器具備品及び消耗品は指定管理者が購入して設置することとする。本市が貸与した器具備品の異動（廃棄、配置場所変更等）及び修繕・更新等については、本市に報告すること。また、指定管理者が購入した備品についても、市に報告すること。

### ④ 保守点検業務

施設、設備等の法定点検は「仕様書別紙1」のとおり実施すること。また、その他の保守点検、整備等については、施設の快適な環境の維持、利用者の安全確保の観点から業務

を行うこと。

⑤ 施設及び備品の原状変更

指定管理者は原則として施設及び備品の原状を変更できないが、指定管理者の発意による市民サービス向上に資するための施設設備の改良等については、市と協議の後、申請を行い、市が承認した場合は、指定管理者の費用負担により実施できることとする。

⑥ 現地調査

市は、必要に応じて施設、設備、器具備品の維持管理について現地調査を行うことができるものとする。

## 5 その他

### (1) 緊急時等への対応

① 日常警備

センターの管理運営業務においては、施設の防犯、防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保することとし、施設の警備業務を適切に行うこと。

② 事件事故及び災害の発生時等の対応

利用者の避難、誘導、安全確保、関係機関への通報等についての対応計画や防犯・防災対策マニュアルを作成し、職員の指導及び避難誘導訓練を行うこと。また、急病人、けが人の発生に対応できるよう、近隣の医療機関と連携を図ること。

緊急事態が発生した場合は、初期消火活動、避難誘導、負傷者の救護等、迅速かつ最善の対応をとること。

なお、地震、台風等の発生時は、市は管理運営業務の休止を指示することがある。

③ 臨機の措置

災害防止、人命救助等緊急の必要があるときは、施設の管理運営業務の範囲外であっても指定管理者の判断により臨機の措置をとること。また、臨機の措置をとった場合は、市に事後報告すること。

④ 消防法上の措置等

施設内の火気管理を徹底するとともに、防火責任者の選任、消防計画の策定、消防設備の点検等消防法上必要な措置をとり、平素から所轄消防署等と連絡を密にして防火管理の適正を期すこと。

⑤ 喫煙対策

本市施設における喫煙対策実施要領に基づき、敷地内は全面禁煙とすること。

### (2) 関係機関等との協議

管理業務の実施に当たっては、適宜市の関係課等と連絡調整又は協議を行うとともに、市の要請に応じて連絡会議等に参加すること。

また、障害児通所支援事業所、相談機関等の障害児支援機関と、連携強化を図るとともに、利用者団体や地域と良好な関係を維持すること。

### (3) 目的外使用許可



センターの目的外使用許可は指定管理者の業務の範囲外であるため、市が堺市行政財産の目的外使用許可に関する条例に基づき許可を行い、その使用料は市の収入となる。

なお、下記は行政財産目的外使用許可申請があり、市が許可している団体である。

① 南こどもリハビリテーションセンター

ア 特定非営利活動法人 堺障害者団体連合会

飲料水自動販売機 1 台

イ 関西電力株式会社

電柱（本柱） 6 本、支線 1 本

ウ 株式会社 ケイ・オブティコム

共架柱 5 本

エ 社会福祉法人 堺市社会福祉事業団

障害児支援事業（法人運営業務を含む）のための事務室 87.48㎡

(4) 市の主催事業への協力

市が主催等する事業について、円滑な運営ができるように連携、協力を行うこと。

(5) 市の広報業務への協力について

市民サービスの一環として、市の発行するパンフレット、刊行物の配架、配布、ポスターの掲示を行うなど、市の広報業務に協力すること。

(6) 規則・マニュアル等の作成

指定管理者は、施設の管理業務に必要な規則・マニュアルを適宜市と協議を行って作成すること。

(7) 保険加入

指定管理者は、履行期間中、下記の保険に加入すること。また、保険加入後はすみやかに市へ保険加入証明書を提出すること。

① 施設賠償責任保険

指定管理者は、管理業務におけるリスク分担に備えて、市と指定管理者を被保険者とする施設賠償責任保険に加入すること。なお、保険金額は、てん補限度額 1 人 1 億円、1 事故 5 億円以上とする。

② 傷害保険

指定管理者は、死亡、後遺障害 200 万円、入院保険金日額 3,000 円、通院保険金日額 2,000 円以上の傷害保険に加入すること。

③ 医療保険

指定管理者は、センターで利用者等が負傷した場合の治療に係る実費等について、1 被害者あたり 50 万円以上の医療保険に加入すること。

(8) 市との協議

管理業務の実施に際して、仕様書に規定のない事項等や疑義が生じた場合は、適宜、市と協議を行うこと。

## 6 自主事業（任意）

指定管理者は、上記事業のほか施設の利用促進、利便性の向上等を考慮した事業等をあらかじめ市にその内容を提案し、承認を得た上で実施することができるものとする。

自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理者に帰属する。また、当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者にあるものとする。施設の利用管理運営に関する管理運営業務と本自主事業は経理を区分し、本自主事業については月例報告書に添付して報告すること。

## 7 市として求める目標・水準等

区分	項目	目標・水準等
①適正な管理運営の確保に関する目標	児童発達支援センター（4施設）延べ利用者数	年間延べ38,000人以上
	診療所における機能訓練実施単位数	年間延べ26,720単位以上 (内訳) 理学療法 10,700単位 作業療法 7,540単位 言語聴覚療法 8,480単位
	保育所等訪問支援事業	年間延べ370件以上
	障害児相談支援事業	年間延べ1,500件以上
②利用者サービスの向上への取組に関する目標	利用者アンケート*における満足度 センターの利用 親子教室の利用	満足割合 各90%以上
③収支に関する目標	利用料金収入 利用料金収入の総支出に占める割合	年間430,000千円以上 かつ 40%以上

※利用者アンケートの実施方法等について

- (1)利用者アンケート調査を実施する際は、事前に調査項目や調査方法について、本市と調整すること。
- (2)アンケートは無記名とし、提出は対面ではなく、回収箱などを用い、回答者を特定できないよう配慮すること。
- (3)アンケートは事業ごと、クラスごとに集計し、目標を下回る場合は原因を詳細に分析、解決策を具体的に講ずること。